

新食品表示制度についての意見交換会

議事録

(午後の部)

日 時：平成24年11月22日 (木)

場 所：三田共用会議所 講堂

午後 1時30分開会

○谷口課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「新食品表示制度についての意見交換会」午後の部を開催いたします。

本日の司会・進行を務めさせていただきます、消費者庁食品表示課の谷口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに消費者庁長官より御挨拶を申し上げます。

○阿南長官 皆様こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

消費者庁におきましては、昨年9月から食品表示一元化検討会を開催いたしまして、より多くの消費者が実際に商品を選ぶ際に役に立つ、わかりやすい食品表示の実現を目指して議論を行い、去る8月9日には報告書を公表いたしました。現在は来年の通常国会への法案提出を目指して、報告書の内容を踏まえて、新食品表示法（仮称）の立案作業を進めているところでございます。

本日の意見交換会は、食品表示一元化に関する幅広い御意見を公開の場でお聞きするため、開催させていただきました。皆様方にはざっくばらんな、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

その上で、発言される皆様方にお願いがございます。今度できます新食品表示法は、消費者庁が所管する法律になります。消費者庁が所管するということは、消費者庁の仕事のベースとなる考え方に基づくものにしなければいけないわけで、それは何かといいますと、消費者基本法であります。

消費者基本法では、消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念にしております。その上で、消費者の権利を明記し、国、地方公共団体の責務を明記し、事業者の責務も明記し、消費者、消費者団体の役割も明記をしております。

事業者の責務でいいますと、消費者の安全と取引における公正の確保、必要な情報を明確かつ平易に提供すること、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること、苦情を適切かつ迅速に処理するために、必要な体制の整備をすることなどが決められております。

今日の意見交換会は、食品表示をどうするかという話ですけれども、是非この観点に立って、前向きな御提案、御意見をいただきたいと考えておるところでございます。そんなことできるはずがないということではなくて、どこまでできるのか、こうしたらしいのではないかということを御意見として承れればと思います。もちろん事業者の皆様の中には、そんなことはできない、ものすごい負担になることもあると思いますけれども、そういった点についても、率直に御意見を出していただいて、どうしたらしいかということをみんなで議論できる、そんな機会にしたいと考えておりますので、今日は是非よろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、午後の部の出席者を紹介させていただきます。お手元のプログラムにございますとおり、午後の部は12名の方に御出席いただいております。順番に御紹介申し上げます。

特定非営利活動法人くらしとバイオプラザ21、佐々様でございます。

財団法人食の安全・安心財団、中村様でございます。

食の安心・監視市民委員会、神山様でございます。

食品表示を考える市民ネットワーク、西分様でございます。

新日本婦人の会、浅井様でございます。

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、荻原様でございます。

全国農業協同組合連合会、立石様でございます。

全日本菓子協会、奥野様でございます。

社団法人日本果汁協会、土谷様でございます。

公益社団法人日本べんとう振興協会、野老様でございます。

社団法人日本冷凍食品協会、尾辻様でございます。

一般社団法人Food Communication Compass、森田様でございます。

続きまして、そのほかの消費者庁からの出席者を御紹介いたします。

松田次長でございます。

神宮司審議官でございます。

増田食品表示課長でございます。

平山首席食品表示調査官でございます。

それでは、議事に入る前に、改めて資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の「配布資料一覧」にありますとおり「発言者御意見概要」と「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」を配付しております。

また、食品表示一元化検討会の報告書とその概要を参考資料として卓上配付しております。

そのほか、発言者より補足資料をいただいている場合がございますが、こちらにつきましては、メインテーブルにのみ卓上配付させていただいております。

これらの資料につきましては、後日、消費者庁ホームページへ掲載したいと思います。

よろしいでしょうか。

議論の途中でも落丁や欠落等がございましたら、御指摘いただきたいと思います。

なお、午後の部につきましては、15時30分に終了する予定にしております。円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の流れについて、改めて御説明いたします。

初めに、事務局から配付しております資料「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」について御説明させていただきます。

その後、参加いただいている皆様方に順番に御発言をいただきたいと思います。

御発言はお一人様一律6分以内とさせていただきたいと思っておりますが、その際、鐘によりまして、経過時間をお知らせいたします。まず御発言予定終了時間の2分前になりましたら、1回鐘を鳴らさせていただきます。（鐘が1回鳴る）このような形で鳴らさせていただきます。その後、予定の終了時間になりましたら、2回鐘を鳴らさせていただきます。（鐘が2回鳴る）このように2回目の鐘が鳴りましたら、御発言をまとめていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

全員の御発言が終わりましたら、全体での意見交換に移りたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず事務局から「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」について説明をお願いいたします。

○平山首席食品表示調査官 それでは、私の方から資料について、御説明申し上げたいと思います。

食品表示の一元化につきましては、御案内のとおり、昨年9月から検討会で御議論していただいたところでございます。今年8月に報告書をまとめたところでございます。

検討会の中では、食品表示制度の基本的な考え方を中心に御議論いただいたところでございますので、報告書を見ても、制度がどうなるのかというイメージをつかみにくいという御意見がございました。このため、お手元にございます「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」を御用意したところでございます。

まず3枚目を御覧いただきたいと思います。「一元化後の法体系（イメージ）」でございまして、これを全体像として御理解いただければと思います。

今、左側に3本法律がございますけれども、既存の食品表示のルールを定めている基本的な法律でございます。左から食品衛生法、JAS法、健康増進法となっております。

それぞれ目的が異なっておりますので、食品衛生法でいえば、飲食に起因する衛生上の危害の防止でございます。

JAS法につきましては、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせるということでございます。

それぞれの目的に従って、所要のルールが定まっているということでございます。

このうち、緑の点線の部分が、それぞれの法律の食品表示に係る部分でございます。

食品衛生法について御覧いただきますと、食品に関する表示についての基準をつくるということと、基準を守っていただくということ。

JAS法についても、基準をつくる、それを守っていただくということで、基本的には同じような構造になっているところでございます。

右側の方に新食品表示法がございます。新しい法律にするわけですけれども、今、

御紹介した3法の緑色の部分を抜き取って、3法から削除して、新食品表示法を作ろうと考えております。

新食品表示法の大まかなイメージでございますけれども、そこにございますとおり、法律の目的があるということと、法律の中に出てくる言葉の定義があるということございます。これが冒頭にくるということです。

その後、表示の基準の策定手続、基準をつくる際のルールを定めるということでございます。その際、栄養表示、今は任意でございますけれども、それを義務化することを考えております。

それから、是正措置というのは、表示が間違っていた場合、それをいかに正していくか、正しい表示にしていくかというやり方でございます。

そのためには、我々行政の方が、いろいろと調査させていただくことがございますので、そのための権限が必要となる。

申出制度がございます。これは後で御紹介しますけれども、JAS法の制度を参考にして、そういう申出制度ができるいかと考えております。

権限の委任、罰則ということで、このようなものから新食品表示法が構成されると御理解いただければと思っております。

4ページを御覧いただきたいと思いますけれども、やや詳細なイメージでございます。今、申し上げたことを、条文ベースで正確に書いたものが、その資料でございます。

一番上の黄色のところに、全体の趣旨を書いてございますけれども、簡単に御紹介します。

法律には、今、御紹介したように、事業者の皆様が守る表示基準を定めるということを定めて、その中で、栄養表示については、表示基準で定める事項の例として規定するということあります。

原料原産地表示をはじめとする、個別の細かい義務表示事項の具体の中身については、現行の法令に沿って、法律より下のいわゆる府令とか、告示といったところで、既定することを考えてございます。

下を御覧いただきますと、これも左から、食品衛生法、JAS法、健康増進法と並んでおります。

例えば食品衛生法を見ていただきますと、冒頭、内閣総理大臣が食品に関する表示の基準を定める。その基準が定められた場合については、その基準に合う表示がなければ、販売してはならないということでございますので、ここで表示を守っていただくという基本的なルールが書いてあるということでございます。

下を御覧いただきますと、府令、告示とありますけれども、食品衛生法の場合は、内閣府令で、どういう基準になるかということが定まっておりまして、ここには簡単に項目だけでございますが、例えば名称を書いていただくとか、期限表示をしていた

だくとか、添加物、アレルギーについて書いていただく。その際の詳細なルールがこの府令で定まっているところでございます。

右隣のJAS法についても、基本的には同じでございまして、法律では基本的なルール、基準をつくるということと、その基準を守っていただくということが書いてあります。

その下の告示レベルになると、何本かございますけれども、代表的なものでいきますと、加工食品品質表示基準で、名称、原材料名、内容量等々について書いていただくということと、書くときのルールが定められてございます。

健康増進法についても同じでございますけれども、1点御留意いただきたいのは、中段の法律のところ、31条の2とございます。ここを読み上げますと、販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者は、基準に従い、必要な表示をしなければならないということでございますので、栄養表示をするか、しないかというのは、事業者の方にお任せしてあるということです。そういう意味では、任意であるということでございますので、ここを義務化するということであれば、全ての事業者の方に表示をしていただくなるということだけ、御留意いただければと思っております。

右に移りますと、新食品表示法でございます。ここも左と同じような構造でございまして、法律では、基本的に内閣総理大臣が基準を定めるということと、食品については、事業者の方は基準に従って表示をするという基本ルールが定められているということでございます。

下の府令あるいは告示の中では、名称、原産地、原材料名等々、どういうことを書くか、その際、どう書くのかということが定められているということでございます。

法律はあまり細かいことは書いていない。細かいことは府令とか告示で書く。その時々の状況に応じて表示内容を変えるといった場合、機動的な改正が必要になります。そういう場合、法律で細かいことを書いてしまうと、改正に時間がかかるということがございますので、府令とか告示に具体的なルールを定めて、機動的に直していくことがいいと思っております。こういたしますと、法律ができても、後で内容を見直すことが可能ですので、その点も御留意いただければと思っております。

そういうことを御理解していただいた上で、1ページにお戻りいただきたいと思います。ここは新しい食品表示制度の中で、我々が考えていることを簡明に記したものでございます。

一番上の紫の枠の中でございますけれども、ここが全体的な思想といいますか、テーマでございますが、まずはそこにありますように、食品表示に関する3法を一元化すること。それから、食品の安全性の確保、消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的を持つ新しい食品表示法（仮称）を定める。そういうことによって、現行の制度的な課題を解決して、食品表示制度の充実・強化を実現していきたいということでございます。

具体的に申し上げますと、まず法律のレベルでございますけれども、そこは大まか4つございます。

1つは、繰り返しになりますけれども、3法のうち、表示部分を一元化するということでございます。

そこは細かく分けますと2つございまして、消費者基本法の基本理念を踏まえて、目的を統一・拡大していくということでございます。

現状では、先ほど御紹介したとおり、3法の法律にそれぞれ目的があるということで、制度を構築する場合、法律のそもそも目的の範囲が示されているということがございますけれども、今回、1つの法にまとめて、一般的・包括的な目的、そこにございますように、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示をすることによって、今までの制度的な課題に対応できればと思っております。

2つ目の○でございますけれども、複数の法律、さらには法律に連なる下位の法令、通知とかQ&Aなどで、さまざまな事柄が決まっております。事業者の方、消費者の方にとっても、どこを見ていいかわからないということがございましたので、制度的な複雑さにつきましては、一本化して、体系的を整備して、用語も統一して、とにかくこれを見ればわかるという形にできればと思っております。

右でございますけれども、栄養表示については、先ほど申し上げましたとおり、義務化の方向でございます。原則でございますけれども、全ての加工食品、事業者に義務付けていきたいと思っております。

続いて、是正措置、執行体制の整備でございますけれども、ここは3つほどございます。

1つ目の○は、行政措置（指示等）の対象範囲の拡充とございますけれども、今、JAS法と健康増進法につきましては、御案内のとおり、指示、勧告があって、その後、それに従わない場合は命令を出すという形になっております。

片や食品衛生法は、ちょっと体系が違っておりますので、基本的には命令が中心になっているということでございます。食品衛生法も常に命令を出すわけではなくて、実際には事前の指導を行っているということでございますので、例えば、今まで食品衛生法でなかった命令の前置の指示のようなものを作るという意味で、拡充してはどうかというところでございます。

2つ目の○は、調査権限規定の整備でございますけれども、そこに1例、帳簿書類の提出とございます。現行の法律の中では、明確な規定がないということで、基本的には任意で帳簿書類をお見せいただいているところでございますけれども、今後の調査権限の充実という意味におきまして、他法の例を参考にしながら、充実していかなければと思っております。

3つ目の○は、執行体制の整備でございます。消費者庁はできたばかりの組織でございますので、地方の出先機関等がない中で、どうしたら効果的なチェックができる

かということで、これは今のところ検討中でございます。

それから、申出制度の対象の拡大でございますけれども、今、JAS法の中に申出制度がございます。品質に関する表示が適正でないために、一般の消費者の方の利益が害されている場合には、行政に適切な措置を求めることができる制度がございますので、それを広げて、いわゆる食品衛生の分野、栄養表示の分野についても、こういう申し出ができるようにしてはどうかと思っております。

以上は法律の話でございます。

続いて、表示基準、府令、告示レベルの話でございます。そこに4つございます。

1つ目は、各法でばらばらになっている表示基準を整理・統合するということでございます。

食品表示の文字のポイント数は、報告書でも触れておりますけれども、これを拡大していくことということでございます。小さな字で注釈をつけてございますけれども、前提として、なるべく表示スペースを確保することによって、原則として現行の表示内容を維持しながら、かつ、文字のポイント数を拡大するには、どうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。

下の2つは、検討会でも今後の課題とされたものでございますけれども、加工食品の原料原産地表示は、そこにございますように、法案の成立後、新たな検討の場で検討するということでございます。ただ、基本計画にも書いてございますように、今、基本計画で定められている方向につきましては、対象品目を着実に拡大するということであります。

遺伝子組換え表示についても、同様に、法案成立後、新たな検討の場で検討するとなっております。

スケジュール感ということについて、2枚目を御覧いただきますと、図示的に整理しております。「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール（イメージ）（案）」でございます。

これは上段、下段と分けてございます。

上段が新法の施行準備でございまして、基本計画にございますように、今年度中と法案を提出するということでございますので、鋭意、法案の検討に注力するということでございます。その後、年明け、春先に提出されれば、6月頃には成立するだろうということです。その際に、並行して法律の施行のための準備をしていくということでございます。

下の段、今後の検討課題でございますけれども、これは報告書の中で今後の検討課題とされた事項でございますけれども、これにつきましては、検討に先立ちまして、実態が必ずしも十分にわかっていない部分がございますので、実態調査、ルールはどうなっているのか、事業者の方のヒアリングなどを含めて、検討のための材料の収集、検討をしてはどうかと思っております。法案は来年の夏前ぐらいに審議になりますの

で、そのめどが立ったところで、そこにございますように、新たな検討課題の検討という形になろうかと思います。

一番下に※がありますけれども、準備が整ったものから順次、検討の場を設けたいと考えております。

全体としては、このような形で進めていきたいと思っておりますが、中段に栄養表示について示してございます。これは報告書の中でも、前倒しで進めるとされてございましたので、将来的な義務化に先立ちまして、環境整備が必要だということで、そこにございますように、計算値方式の導入などにつきましては、現行の法制度の下でもできるようにということで、今、鋭意、環境整備を進めているところでございます。

このようなことを素材にしまして、今、意見募集をさせていただいております。また、本日はこのような形で意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、是非、いろいろな御意見を賜れればと思っております。

駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

それでは、次に御参加いただいている皆様方から、順番に御発言をお願いします。

初めに、くらしとバイオプラザ21の佐々様からお願いしたいとし思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○特定非営利活動法人くらしとバイオプラザ21 佐々様 NPO法人くらしとバイオプラザ21の佐々でございます。

今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございました。

私たちのNPO法人は、暮らしと密接に関係するバイオテクノロジーについて、情報提供をしたり、対話の場をつくったりする活動をこの10年間してまいりました。サイエンスカフェや実験教室などを行うことによって、午前中もサイレントマジョリティーをどう巻き込むかという話が出ておりましたけれども、そういう方々に科学に触れる機会をつくるというところに注力して、活動してまいりました。

今日は表示について意見を申し述べさせていただくのですが、その前の共通認識として、確認させていただきたいことがあります。

今、日本は世界で最も長寿な国の1つとなりました。これは安全な食品が安定して供給されている、かつ衛生的な環境が守られている証拠であると思います。東日本大震災が起こっても、なおこの状況が守られているということです。

これを共通認識といたしますと、改めてわかってくることは、生産の現場から消費者に至るまで、また関係してくださっている省庁の皆様の御努力によって、安全確保のバトンがきちんとリレーされ、十分にリレーが守られているということです。

その中で、本当に恐れるべきことは何かというならば、食中毒です。このごろの浅漬けの事件等でわかったように、このバトンリレーは、ちょっとでも誰かが油断をす

ると、このような痛ましい事故が起こります。

次に健康被害が起こる可能性があるのは、アレルギーの問題です。

このようなことがきちんと守られるならば、私たちは十分いい状況にいるのだということを、共通認識として確認したいと思います。

今日お話し上げる食品の表示ですけれども、表示というのは、バトンリレーの一番最後のステージである「生産・製造された商品が消費者に届く」とき、そこで正しい保存方法や調理方法を用いて、ちゃんと消費期限までに使ってくださいというメッセージが届ける役割を担っているものであると思っています。

一番大事なことは、健康の維持・増進のための情報がきちんと伝わるということです。

そこで、制限されたスペースの中で、情報の優先順位を考えてみました。一番私たちが知りたいのは、何が使われているか、それはなぜ使われているかということです。原材料がわかれば、アレルギーを予防することができます。例えば「これは保存料が入っているから、こういう保存方法で、消費期限までは心配しないで使える」のだとうように、なぜ使われているかがわかれば、私たちは正しく食品を扱うことができます。

次にもし求めるとすれば、それが体の中でどのように働くかということです。午前中、栄養表示の実施は中小企業にとってはなかなか難しいというお話を伺ったので、今、考えているところなんですけれども、メタボ対策などの上で、カロリーや塩分を知って、この表示を見ることで、ヘルスリテラシーが上がっている消費者もいると思います。

そういうわけで、この3つの点が私はキーポイントではないかと思います。

原産地表示については、明らかに産地によって、成分に有意の差が認められるならば、表示をしてもいいと思うんですけれども、そうでないならば、これを法制化したり、義務化するのはいかがなものかと思っております。ただ、どこでつくられたかを知ることは、食の文化を知ることにつながるので、任意表示として、例えば栽培法であったり、産地の景色などが写真で側面や表面に印刷されることは、文化を伝える上で大事だと思います。

そして、最後に是非お願いしたいことは、食品の表示というのは、一番身近にあって、繰り返し情報を伝える、消費者にとっては食の重要な学習のツールであるということです。ですから、今回の見直しにおいては、特に学校教育が終わった人のための学習のツールとして、その重要性を十分にお考えになって、御検討をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食の安全・安心財団の中村様、よろしくお願ひいたします。

○財団法人食の安全・安心財団 中村様 本日は、発言の機会をいただき、ありがとうございます。食の安全・安心財団の中村でございます。

食品表示一元化検討会報告書は、昨年9月から約1年、12回に及ぶ検討会、さらには本年3月に開催された公開の意見交換会での議論を踏まえて、取りまとめられております。

報告書では、加工食品の原料原産地や中食、外食のアレルギー表示、インターネット販売の扱い、遺伝子組換えなどの個別の表示事項については、現行の表示制度における枠組みのもとでの方針を維持しつつ、食品表示の一元化の機会に検討するべき事項とは、別の事項として位置づける、または専門的な検討の場を別途設けて、検討を行うことが適当としています。

栄養表示については、公的データベース等の環境を整備し、新法施行後5年以内の義務化を目指すとされています。

消費者庁は、これまで積み重ねてきた議論と検討会の報告を尊重し、行政としての一貫性をもって、新食品表示法の検討を進めるべきと考えます。その場合にあっても、栄養表示の義務化に当たっては、正確な情報を提供するという表示の使命と、多数の小零細業者の存在を考慮し、実行可能な十分な環境整備が不可欠です。

次に、食品を供給する事業者が、消費者が必要とする情報をわかりやすく伝える努力を行うことは当然の責務であります。その情報の提供手段として、食品への表示は極めて有効であります。他方、消費者の価値観は多様であって、消費者に伝えたい情報、消費者が知りたい情報の全てを食品の包装への表示に求めるることは不可能であり、現実的な議論とは言えません。

また、消費者を生活者として捉えるならば、高齢者からの文字を大きくして必要な情報を見やすくしてほしいという要望、経済性を重視する購買事情に対応したコスト削減、これらの配慮も必要だと思います。新食品表示法の検討においては、生活者に目を向けた配慮を忘れないでほしいと思います。

新食品表示法は、食品表示範囲の法的義務化拡大ありきではなく、事業者の自主的な取組にインセンティブを与える施策や、公平で効率的な行政の監視・指導体制の見直しとあわせて、実行可能で真正性が確保できる現実的なルールとすべきです。

特に新食品表示法のもとでの監視・指導体制はどうなるのでしょうか。これまでどおり、保健所、農林水産省、自治体がそれぞれ行うのでしょうか。消費者庁が司令塔になれる体制がとれるのでしょうか。消費者や事業者からの食品表示に関する問い合わせに、消費者庁がワンストップ相談窓口になり得るのでしょうか。その姿が見えません。監視職員の権限強化や申出制度の導入は、法の執行体制の全体像を明らかにした上で、検討すべきだと考えます。

消費者庁は食品表示を一元化する理由として、食品表示に関する法律が3法あり、用語の使われ方が異なるなど複雑でわかりにくいとしております。これが消費者の理

解を妨げ、行政機関の社会コストや事業者の遵守コストが高くなっているとしています。まさに新たな食品表示法を検討するに当たり行うべきことは、このわかりにくさを直すことです。

具体例で説明します。過去に社会問題となった表示偽装に、地鶏、和牛、黒豚など、食肉の品証を偽るものがあり、消費者の怒りを買いました。

JAS法は、生鮮食品品質表示基準で、優良であると誤認される用語、品質を誤認されるような文字を表示禁止事項として規制しています。しかし、誤認させると判断する根拠はまちまちです。

地鶏は、JAS法に基づく、地鶏肉の日本農林規格で、血統、飼育方法などが定められた法律事項です。和牛は、景品表示法による自主基準で定められています。黒豚は、農水省局長通達によって、バーカシャー純粋種のみを黒豚と表示できるということが決められています。つまりその根拠が法律であり、自主基準であり、行政指導とまちまちというのが、現状でございます。

それから、原料原産地の義務化を拡大する理由として、自給率の向上と結び付ける考え方があります。我が国の自給率を引き上げて、日本農業を守ることは大賛成であり、支持します。しかし、消費者の輸入品に対するネガティブな反応を期待して、原料原産地表示の義務化拡大を行うべきではありません。日本の農産物は、品質で消費者の支持を得るべきです。現行制度でも国産を強調するための表示は、ルールに従えばできます。それにうそがあれば、現行の制度でも十分に取り締まれます。

表示に対する消費者の反応はさまざまです。東日本大震災以降、福島の生産者がいまだに風評被害に苦しんでいる一方で、スーパー等で販売される輸入米が市民権を得つつあるという現実があります。本来の食品表示の役割にかんがみ、例えば不使用表示など、意図的な目的のために食品表示を利用するべきではありません。

最後に本日の意見の中に、これから検討会は消費者のみをメンバーとすべき、あるいは消費者とは言えない業界寄りの団体が入っていたという発言がありました。実際に表示を行うのは事業者です。民主主義社会の中で、当事者や意見が異なる者を排除する考え方は、極めて危険です。消費者庁はむしろ多様な立場、多様な意見に耳を傾けるべきです。消費者の立場に立つということは、他の意見に耳を閉ざすということではありません。これをお願いして、私の意見といたします。

ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食の安全・監視市民委員会の神山様、よろしくお願ひいたします。

○食の安全・監視市民委員会 神山様 神山でございます。

本日はありがとうございました。

先ほど消費者庁から御説明いただきました、イメージの2枚目、スケジュールのところ、法案検討の下に○が3つあります。法案に盛り込まれる各種規定の検討、食

品衛生法云々とあって、3番目に上記3法以外の表示関係法令整備の要否の検討等とあります。これは順番が逆だと思っています。新しい法律を検討した後に、上記3法以外の関係法令整備の要否を検討するといったら、否になることは間違いないので、一番最初、法案を検討する前に上記3法以外の表示関係法令の整備が要るかどうか、これも含めるのかということの検討をやっていただきたい。

これは午前中も御説明がありましたように、法技術的に難しい問題、あるいは合理的ではないという御意見もあるかと思いますが、少なくとも景品表示法で消費者を誤認させるような表示がいけないというルールは、CODEXの食品の表示のルールでもあるわけですから、こういう原則だけでも取り入れることは必要ではないかと思います。

それから、健康増進法も統一化するとおっしゃっていますけれども、健康増進法の中の栄養表示基準だけでして、特保や栄養機能食品は入っておりません。

私が出したペーパーの2のところで、保健機能食品の「機能」が「昨日」になっております。変換ミスですから、御訂正ください。

卓上配付「16. 食品安全・監視市民委員会 提供資料」の9ページまでは、日本弁護士連合会の意見書を配付させていただきました。9ページの後ろに、健康増進法と食品衛生法の内閣府令の条文をつけております。

これは傍聴の方にはお渡ししていないので、非常にわかりにくいと思いますけれども、健康増進法の32条の2、誇大表示の禁止というものは、今回の法律の中には盛り込まれないようです。そして、32条の2は、健康の保持増進効果、その他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、または著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとあります。

食品衛生法に基づく内閣府令、一番最後のページなんですが、保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないという条文があって、こちらは食品衛生法の19条を受けており、表示だけです。健康増進法には広告も含まれることになっていますので、お互いの間に齟齬があるのではないか。保健機能食品を今度の新食品表示法にもってこないのだとしたら、健康増進法を手直しして、現在の内閣府令の保健機能食品と紛らわしい表示をしてはならないというのを、広告にまで拡大していかないといけないと思います。紛らわしい表示はだめだけども、紛らわしい広告はいい、著しく事実に相違する表示でなければいいということになってしまいますので、その辺は一元化するときに、統一していただきたいと思います。

消費者の権利を盛り込むのは、法技術的に難しいというお話をしたけれども、是非法技術的に努力をしていただきたいと思います。

執行体制については、消費者庁のマンパワーが不足していることもあるとは思いますが、例えば農水省には食品Gメンという人が1,860人もいらっしゃいますので、こういう人たちを消費者庁に連れてきてしまうということ、あるいは韓国で実施して

おりますような、消費者を養成して、消費者監視員という制度をつくるというような、そういった積極的なことも盛り込んでいただきたいと思います。

遺伝子組換え食品や添加物についても、もっと表示を厳格化していただきたい。添加物について、物質名の簡略名や一括名を認めているのは、日本だけだそうとして、アメリカ、EU、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、中国、イスラエル、メキシコ、インド、ブラジル、マレーシア、チリ、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ウクライナ、ロシア、トルコ、香港、台湾、カナダは、全て物質名表示だそうでございます。そういうふうに、日本の表示基準も世界標準に近づける努力をしていただきたいと思います。

また、アレルギー表示を是非強調していただきたい。字を大きくするということも必要だとは思いますけれども、そのために義務表示事項を削減するということは、あってはならないと思っております。

最初のところで言い忘れましたが、お酒の表示も食品衛生法に基づく内閣府令の中に、酒精飲料というものがありますので、消費者を誤認させる表示をしてはいけないという原則があれば、お酒に果実の絵を描いて、清涼飲料水と間違うようなものはいけないというルールもつくれると思いますので、是非幅広く御検討いただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品表示を考える市民ネットワークの西分様、お願ひいたします。

○食品表示を考える市民ネットワーク 西分様 本日はありがとうございました。

食品表示を考える市民ネットワークは、2011年から、消費者団体と事業者団体で組んで、消費者が求める食品表示とはということで、食品表示一元化検討会と並行して活動を進めてきております。

今回、ネットワークで取りまとめた意見と提言を発表させていただきます。

消費者庁が出された新法のイメージ案のところに、消費者基本法の資本理念を踏まえてと書いてありますけれども、踏まえるだけではなく、新法の目的に消費者の知る権利、選択する権利の確保を明記することを求めます。

食品表示を適正なものにすることで、消費者の安全を確保し、誤認することなく、自主的で合理的な商品選択が確保されるよう、事業者に対して必要な情報を開示することをもって、消費者の権利の確保を目的とする新法、新食品表示法を求めます。

2番、全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます。

原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、そのトレーサビリティを知ることによって、消費者がそれぞれの価値観に基づいて自ら判断し、選択するための大切な情報の1つです。原則全てにおいて義務化し、加えて全ての外食、中食についても、原則義務化を行うべきです。

全ての遺伝子組換え食品と飼料表示の義務化を求める。

また、食品添加物についても、一括名、簡略名の廃止によって、用途名と物質名を表示すること。原材料と添加物が、今、一緒に書かれていますけれども、原材料と添加物がはっきりわかるように、分けて表示することを求める。

5番のところですけれども、今後、検討課題となっていることについて、検討の場を設けるとなっております。そこには眞の消費者代表及び積極的に実践している事業者を委員にすることを求める。事業者を排除するということよりも、積極的に実践している事業者の方にも委員になっていただきたいと思います。

また、別途卓上配付されているものですけれども、今回、食品表示市民ネットワークで、加工食品の原料原産地表示の拡大に向けての提言を取りまとめました。

これまで消費者団体が言うと、観念的な意見が多いので、実現不可能だという意見がありましたけれども、これも事業者と消費者団体でより具体的な案として取りまとめましたので、発表させていただきます。

「1. 原料原産地表示の目的」として「（1）消費者の知る権利の保障と公正な競争による流通秩序の確立」。原材料の原産地はどこかと素性を知りたいとする消費者の思いは、さまざまであり、一律ではなく、その要望に応え、原材料の原産地が開示されていないことによる無用な競争と安全性への不安を排し、公正な競争を促進する。

「（2）適正表示による表示の健全化」。わかりやすいルールを策定し、輸入原料を使用し、国産と誤認を与えているといった実態などを是正し、表示の健全化の促進を図る。

「（3）食料自給率への寄与」も考えております。

具体的に、今、課題として挙がっていますのは、景品表示法の原産国の定義です。そこが課題として挙げられています。そのことも踏まえて「4. 新たな原産地表示のあり方（案）」を考えました。3つあります。

加工食品の主な原料は、原料原産地名を商品に表示することを基本とする。主な原料には、加工食品の原料に使われた一次産品と、これを加工した粒状・粉末状・フレーク状・液状・ペースト状などの中間加工品の原料を含む。ただし、調味・味つけに供する原材料は対象外とし、黒糖は表示対象とする。表示に当たっては、表示対象外としたものを除き、原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量の割合が5%以上の原料を対象とする。4位以下の関しては、任意とします。

輸入中間加工品であって、原料原産地の特定ができない場合は、原料原産地表示にかえて、原産国（加工地）を一括表示枠外に原料の名前を書き、原産国は○○国と記載する。

商品名に原料の一部の名称が付されている商品、冠商品の当該原料については、重量の割合にかかわらず原料原産地を表示する。

この3点について、新たな原産地表示のあり方として、提言したいと思います。これは実現不可能というよりも、事業者ができるという案も踏まえながらまとめましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、新日本婦人の会の浅井様、よろしくお願ひいたします。

○新日本婦人の会 浅井様 本日は発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

新日本婦人の会は、長年、食の安全・安心を願い、表示制度の充実を求めて行動してまいりました。

私たちは、食品表示を後退される一元化ではなく、拡充する新法を求めます。

消費者は安全な食品を求めております。食品表示のあり方は、健康や命にかかわる非常に重要な問題であり、大きな関心事です。

消費者庁は、新食品表示法法案策定を検討会報告書をもとに進めていますが、この報告書には、消費者が求めている全ての加工食品の原料原産地表示を初め、遺伝子組換え表示、添加物表示の拡充は盛り込まれませんでした。むしろ全体的に表示の簡素化やコスト負担を強調する事業者の意見に重きが置かれており、問題です。

また、消費者の要求が先送りされたのは、政府によるTPP、環太平洋連携協定参加促進と歩調をあわせたものではないかと危惧しております。

圧倒多数の消費者は、新しい食品表示改定の動きがあることを十分に知らされておりません。国民的議論もないまま、消費者の要望を排除し、後退させる新法は認められません。消費者尊重の立場に立ち、議論を継続し、拙速な法案提出は慎むべきだと考えております。

私たちは、消費者権利確保のため、法案に次の点を盛り込むことを求めております。

1つ、消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利を法の目的に明記する。

1つ、中食、外食を含む全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける。

1つ、遺伝子組換え作物を原料・飼料として生産する全ての食品に、遺伝子組換え表示を義務付ける。また、表示基準はEU並みに引き上げることを求めています。

1つ、添加物の一括表示や簡略名表示をやめ、物質名と使用目的を明記する。

1つ、製造年月日を表示する

1つ、保健所等の検査機関を拡大・強化し、臨検や収去の権限を持ち、表示に関する専門的知識を備えた人材の育成と大規模な配置など、執行・監視体制を拡充させる。

1つ、事業者への罰則規定の強化を求める。これは偽装問題、偽装事件が起こる中で、事業者の自主的な取組では、なかなか解決していないという現状を踏まえて、要望しております。

以上7項目は、省令や告示ではなく、新法に盛り込むことを求めます。省令や告示は、先ほどお話があったように、そのときどきの情勢にあわせてということなんですが、逆に言えば、そのときどきに応じてなくされる可能性が十分にあるということで、私たちは大変危惧しております。新法に盛り込むことを求めております。

複雑化している食品表示の制度をわかりやすくしていくことは、消費者にとっても、事業者にとっても歓迎されることです。そこで大切にされなければならないのは、消費者は食品の安全を求めており、食品についての正確な情報を知る権利があるということです。

また、誤認させる表示は排除されるべきことは当然です。事業者はそのために情報を提供する義務があり、行政はそれを守らせる責任があります。

消費者庁は、2009年に、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指し、発足した省庁です。消費者庁が真に消費者本位の行政を行うことができるかも問われています。

本日、新聞では、加工食品の原料原産地表示の拡大が消費者庁で検討されているとの報道がありましたが、もしそうであるならば、表示拡大は喜ばしい限りです。中食、外食も含めて、是非実現させていただきたいと思っております。

また、他の項目についても、消費者の願いを実現させていただきたい。そのためには、眞の消費者代表、また先駆的に表示を行っている事業者も含めた、新たな検討会の場を設けていただきたいと思います。単なる3法の取りまとめではなく、拡充の新法を求めております。

ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の荻原様、よろしくお願いいいたします。

○生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 荻原様 こんにちは。生活クラブ連合会の荻原と申します。本日はありがとうございます。

先ほど会が始まるときに、長官より、前向きな議論を重ねてまいりたいということがありました。それから、午前中の最後のところで、増田課長からもできるところから始めていこうではないかという御提言があったということで、私は今回の検討が進んでいくことは、本当に期待しております。

生活クラブ生協は、1965年に、東京世田谷で、たった200人の主婦による牛乳の共同購入から始めてまいりました。そして、消費者でありながら、牛乳工場も持っております。養鶏場もあり、私たちは取り組む材のほとんどを自社ブランドで販売していますので、自らを生産する消費者とも呼んでおります。消費者であると同時に、事業者の痛み、苦しみ、大変さもある程度は理解をしていると考えております。

しかしながら、私たちが目指しておりますのは、ただ賢い消費者ではなくて、市民

が自ら自分たちの暮らしや社会を自治していきたいと考えているわけです。食も福祉もエネルギー問題も、行政機関にも取り組んでいただくけれども、お任せはしない。市場は大きな力であるけれども、お任せにはしない。

そして、消費者も市民として自分で考え行動し、先ほど責務や役割というお話をありました。自分で考え行動し、任せて文句を言うよりはやめたいと考えてきました。それは政府の新しい公共政策で、今日的には社会性を得たと考えております。本当に安全な食や健康を求めるならば、消費者自身も積極的に情報を得て、判断し、選択することが重要です。

今、加工食品を中心に、食はグローバルに世界中に広がっています。そんな中で、販売する側の添加物や原産地、遺伝子組換えについて、皆さん専門家ではないから、よくわからないでしょう、難しいでしょう、こんなに小さな字でたくさん書いてあっても、本当にみんな必要なんですか、専門家に任せておきなさい、あなた方は重要な情報だけわかっていればいいんです、それも私たちが考えてあげますというような、ただ任せるのではなくて、情報をきちんと得て、何が必要か、不必要かも自分で考えて判断する。それが日本人を市民として、消費者として、成長させていくのではないでどうかと考えています。

今のありようだけが正しいのではなくて、どういう社会をつくっていくか、それを目指して、消費者も事業者も行政も進んでいくべきではないかと思います。そういう面で、世界標準を目指す表示のあり方等も重要だと思っております。

販売者もトレーサビリティーが完璧でないと、原料原産地、生産方法など、全てを把握して責任を持つことは難しいと思います。原料のトレーサビリティーの仕組みを制度運用の担保として、原則として、全ての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原料について、原産地表示の義務化を求めるなどを、本日の資料の19ページのところに書いておりますので、主はそちらを御覧ください。

先ほど新日本婦人の会様からもありましたけれども、今朝『毎日新聞』を見まして、目立たなかつたんですが、一番に飛び込んできた記事がありました。それが「表示義務の品目拡大、加工食品の原料原産地、安全への関心が高く」ということがございました。そこについて、この線でいっていただきたいと考えております。そして、検討会開催の場合は、是非積極的に取り組んでいる事業者の方々、消費者も参加させていただきたいと思っております。

もう一つ、時間がないので、駆け足で言わせていただきますけれども、今回の表示の優先事項には、安全性がございました。そして、それにはアレルギー表示、消費期限、保存方法が挙げられています。しかし、この場合、遺伝組換え原料による加工食品、飼料についても、安全性の観点からきちんと表示すべきです。

今、政府では、GM食品については、既存のものと実質的に同等であるとして、安全であるとしています。しかし、最近の例ですけれども、カナダやフランスの大学で

は、がんのスピードが非常に増しているとか、胎児、妊婦の方の血液の中に混じっているとか、さまざまな事例が出されております。日々知見は進歩しておりますので、是非遺伝組換えにつきましても、安全性の観点から、もう一度表示の中に含まれるようにしていただきたいと思っております。

パブリックコメントで、非常にたくさんの意見がここには集まっておりますので、自給率や輸入先を見ても、日本人は、今、最もたくさん遺伝子組換え食品を食べております。そういうことも含めまして、まずはEUレベルの表示が必要ではないかということを要望させていただきたいと思っております。新表示がわかりやすさを強調するあまり、必要な情報を十分に記載せず、宣伝の文字ばかりが強調されているのは、やはりおかしいのではないかと思います。私たちは、消費者として、ちゃんとした情報を手に入れるためにも、宣伝用ではない文字、きちんとした情報を得ていきたい、判断する市民になりたいと心から願っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国農業協同組合連合会の立石様、よろしくお願ひいたします。

○全国農業協同組合連合会 立石様 全国農業協同組合連合会の立石でございます。

今日は生産者団体の立場で発言させていただきます。

加工食品の原産地表示に絞ってお話をしたいと思います。

これは今後の検討課題ということで、先送りになったわけです。その中で、現行制度の下での拡充の実施と書かれていますが、先ほど紹介がありました毎日新聞の情報によると、原料原産地表示をすすめることを、消費者庁がようやくお決めになったということで、大変喜ばしいことだと思います。

この議論は、平成12年に生鮮品が義務化になってから、平成14年から共同会議が始まって、共同会議は45回やりました。その後、消費者庁が21年9月にできて、消費者委員会食品表示部会の中でも議論いたしました。これは私も委員です。長官も委員がありました。

その後、調査会というものをつくりました。加工食品原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会で、平成15年8月につくった、いわゆる原産地は品質であるという要件が、全く適格性に欠けることを確認しています。それにもかかわらず、今回の一元化検討会の中では、またゼロベースでスタートしているのです。ですから、10年間、ずっとこの議論を続けてきているわけです。何もまとまらないのです。何度もパブリックコメント等をとって、何度も意見交換会をやって、何度もやってきてもまとまらないわけです。

ようやくここで拡大が決まったということは、本当に喜ばしいことですけれども、この問題については、何が欠けているかというと、具体策が欠けているんです。たたき台を示さないで、丸投げで議論をしても、何も進まないのです。これは調査会のと

きによくわかりました。この話はさまざまな意見が出てくるのです。100人いたら100人とも違うのです。ですから、まとまるはずがないのです。

ただ、よく考えていただきたいと思うのですけれども、平成20年1月に中国産冷凍ギョウザ事件が起こって、東京都はいち早く調理冷凍食品について義務化を課したのです。JAS法の中では、一切義務の対象になっていません。瓶詰、缶詰、レトルトパウチ食品は、全ての品目に対して、原料原産地を一切表示しなくていいのです。冷凍ギョウザ事件が起きて義務化となりました。ここで、東京都消費生活条例に記載されている前文を読みたいと思います。「消費者と事業者との間には、情報力、交渉力等の構造的格差を生み出し、消費者の安全や利益を損なうさまざまな課題が発生している。」この視点に立って、東京都は条例をつくったのです。ですから、JAS法では、調理冷凍食品はいまだに義務化されていないにもかかわらず、東京都はやったということです。

平成20年1月30日に事件が発覚してから、4月末に答申をしているのです。パブリックコメントはこの間にやって、意見を聴取して、翌年4月1日に条例を施行しています。このスピード感です。要は行政側がきちんとたたき台を示して議論をしなければ、何も進まないのです。このことがずっと繰り返されているということを、まず申し上げたいと思います。

ですから、今度の検討の場は、具体的な議論をしていただきたい。具体的な手法については、東京都が決めている、いわゆる重量順に1番、2番、3番を書きなさいか、もしくは韓国のように1番、2番まで、冠商品は義務化している。このぐらいしか思い当たりません。私は10年間このことを考えてきましたけれども、これ以外は思い当たらないのです。ですから、これで1回全部をはめてみて、運用ルールをどうつくるか、ここから始めないとダメです。

申し上げたいのは、一次生産者は国産誤認で非常に苦しんでいるということあります。缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品は、一切表示義務がないのですけれども、透明パウチは表示義務があるのです。要は外から見えるものは表示義務があって、見えないものは情報を出さなくていい。ここに消費者をばかにしたような根底があるのです。こういったところをもう一回見直していただきたいと思います。

それから、私どもが申し上げたいのは、先ほども出ましたけれども、中間加工品の問題だとか、国内で実質的に変更されたものが、原産国となるというのが問題だと思っています。ですから、輸入した生の冷凍鶏肉を解凍した場合にも、表示義務化があるのですけれども、これを調理加工しただけで、義務表示がなくなるのです。カット野菜はドレッシングをかけたら、義務表示がなくなるのです。ところが、肉は違うんです。調味した食肉というものが入っています、肉に調味液をかけるというのが義務化になっているとか、おかしなことだらけなのです。

このままでいいという人がいましたけれども、こういう事例を私はいっぱい持って

いますから、是非皆さんに見ていただきたい。こんなことが本当に納得できるのかということを、もう一度考えていただきたい。このことで一番苦しんでいるのは、一次生産者です。

今、鶏肉は生産者が苦しんでおります。いわゆる唐揚げと称するものは、日本では一切表示しなくていいんです。こういうことで本当にいいのかということです。皆さんのが食べている唐揚げは、原産地はどこかが表示されていなくてもいいのです。表示している業者さんもいますけれども、表示していないところが大半ですから、国産だと思って食べられている。

国内の生産者は、消費者の方に支えていただかないとやっていけないです。ところが、選ぼうにも、今、表示されていないということを、もう一度考えていただきたいと思います。私どもは、自給率云々と言っているわけではないのです。公正公平な競争をさせていただきたい。消費者の方に選んでいただくためには、表示をしていただかないと、選んでいただけない。それだけが願いです。

以上であります。

○谷口課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、全日本菓子協会の奥野様、よろしくお願ひいたします。

○全日本菓子協会 奥野様 全日本菓子協会の奥野でございます。

本日はこのような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

阿南長官の最初の御挨拶で、前向きな意見ということがございましたけれども、その意に沿わないかもしれません、あわせて率直に意見を出してほしいということがございましたので、私から意見を発表させていただきたいと思います。

まず最初に栄養成分表示についてでございます。

現状での栄養成分表示の義務化には、反対だと申し上げたいと思っております。

理由の1つ目は、そもそも栄養成分表示の目的というのは、消費者個々人が自ら摂取する栄養成分を把握して、健康管理に役立てる、これが狙いでございますけれども、そのためには、当然加工食品だけではなくて、外食、中食、弁当、家庭内調理、生鮮食品、全ての食品について食生活全体で、栄養の摂取量を把握できる仕組みが必要だらうと考えております。

したがいまして、加工食品から先に義務化するとしましても、まず全体像をきちっと示して、どういう手順でこういう社会をつくっていくのかということを、消費者庁は示すべきだと考えております。やりやすいところからやるということでは、私どもの傘下の中小事業者に対しては、とても説明ができないということでございます。

理由の2つ目は、我が国の食品産業というのは、中小事業者が多く、こういった中小事業者で成り立っています。多くの中小事業消費者が製造販売しています、予め容器包装された食品というのは、栄養成分表示がなされていません。そういうものが非常にたくさんあるということでございます。

以前の会議で、消費者庁が関東の大手スーパー3店舗で調べたら、お菓子は92.7%ぐらい栄養成分が表示されているというデータが示されたことがありますけれども、全国の地場にあるお菓子屋さんは、まだまだそういうところまでいっていないという実態を是非御理解いただきたいと考えます。こういう事業者にとっては、栄養成分表示の義務化というのは、技術的にも、コスト的にも大きな負担になるというのが現実でございます。そういうことも、御理解していただく必要があるのではないかということでございます。

理由の3点目は、消費者啓発にも当然かかわってくる話でございますが、現状では消費者個々の人たちが自ら栄養摂取量を把握して、健康管理に役立てるという習慣は、まだまだ根づいていません。一部の疾病の方を除いて、そういう実態があります。消費者啓発、食育を通じて、そのような習慣をきちっと伝えていくことが、先ではないかということでございます。

第4点目、栄養表示の義務化につきましては、アメリカがやっているとか、EUも決定したということが、日本でやることの根拠のような議論もされておりますけれども、食生活の実態を十分に踏まえていく必要があるのではないかということでございます。日本の摂取カロリーは、欧米先進国よりもずっと低い。韓国、中国よりも低いという実態がありますので、日本の食生活の実態に即した、弾力的な仕組みが考えられてもいいのではないかということでございます。

それから、栄養成分表示の2点目でございます。環境整備と栄養成分の表示の義務化は、表裏一体と書かれておりますけれども、まず条件整備に最優先で取り組んでいただきたいということでございます。先ほども中小事業者は大変だと申し上げましたけれども、中小事業者でも円滑に制度が実行できるような、そういう仕組みを整えていくことが何より大事ではないか。義務化の制度というのは、違反者を出すことが目的ではなくて、中小の事業者も守っていける仕組みでないと、困るということだと思います。

それと、対象品目とか、対象事業者についてでありますけれども、検討会の中でも、販売個数の一定以下は除外だとか、ミネラルウォーターとか、香辛料などが出たことがありますけれども、義務化する前にきちんと対象品目と対象事業者の例外は合理的な根拠に基づいて示していただきたいということでございます。

計算値方式とか、公的なデータ整備、支援体制の充実ということも書いていただいている。これはまさに中小事業者でも守っていける仕組みをつくろうということだと思っておりますが、中小事業者でも安易に取り組める、客観的でわかりやすいものには是非していただきて、これを早急に準備していただきたいということでございます。

大きな2番目で、新たな食品表示制度全般についてでありますけれども、文字のポイント数の拡大という話も出ております。非常に結構なことだと思いますけれども、商品は最近どんどん小型化しているという実態もございまして、表示スペースの確保

がなかなか難しいのも実態でございますので、ポイント数の拡大とあわせて、現行の表示内容をもう一度見直して、優先順位をつけて、アレルギー表示とか、安全性に係るものは最優先というのは当然であります、場合によっては任意表示にするとか、そういう工夫をしながら、表示スペースの確保を図っていただきたいということです。

Webの活用等も今まで議論されてきておりますが、これは午前中にもありましたとおり、利用できない事業者もいますし、利用できない消費者の方々がおられるのも実態でありますので、そういう方が情報から締め出される、不利になるということは困る。義務表示である以上は、公平に情報が提供されるという仕組みを是非考えていただきたいということでございます。

帳簿の提出とか、いろんな話もございますけれども、弾力的な対応を是非お願いしたいということでございます。

原料原産地表示につきましては、実行可能性と、消費者と事業者双方が納得できる合理的・客観的な基準で考えていただきたいということでございます。

まとめになりますけれども、消費者庁ができたときは、事業者の意見を聞く組織ではないということで、私ども事業者の実態をお伝えしたいといったときに、なかなか受けてもらえないという話を聞いておりました。実際に表示をするのは事業者でございますので、事業者と消費者庁と消費者の皆様方で十分に議論を尽くして、いい仕組みができるように取り組んでいただきたいと考えます。どうしても消費者団体の皆様と事業者は相対立する意見になりがちでございますので、消費者庁はきっと実行可能性も考えて、守れる仕組みにしていただきたいということでございます。

以上でございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本果汁協会の土谷様、よろしくお願ひいたします。

○社団法人日本果汁協会 土谷様 日本果汁協会の土谷でございます。

これまでこのような場で2回発言させていただきまして、今回で3回目になります。同じような議論になりましたけれども、発言の機会を与えていただいたことに、深く感謝したいと思います。

私は原料原産地問題に的を絞って意見を申し上げたいと思います。

まず最初に申し上げたいのは、先般公表されました食品表示一元化検討会の報告書におきまして、原料原産地表示に関しては、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置づけることが適当であるとされたことは、検討会が賢明な判断をされたのではないかと思っております。

しかし、その後、報告書を公表された以降において、一部の消費者団体や生産者団体から、原料原産地表示の義務化を求める声が高まってきております。また、今般公表された消費者庁の新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）においても、新たな検討の場で検討するということで、当面は現行の基本計画や農業・農村基本計画に

基づいて、対象品目を拡大していくことが示されております。

後段の現行法令化における拡大を進めていくことについては、この議論が数年の前の議論に逆戻りしていくのではないかということで、2年前の21年12月の発表会では、当時の福島大臣から、果実飲料については、原料原産地表示をすべきだという国会答弁等がありまして、私どもは青天の霹靂でございました。

現在、JAS法の中で義務化されているのは、一次産品や加工食品であっても輸入後、リパックできる性格のものがほとんどなんです。また、固有名詞を挙げていいかどうかわかりませんが、供給国である中国とか台湾など限定された産地なんです。それは実行可能性があるんです。ただ、果汁製品はリパックできません。さらに、供給国は大変広範囲に及んでいます。オレンジ、りんご果汁に至っては、二十数カ国から輸入されています。それらのものを集めてきて、これは農産物ですから、年によって品質がばらつくわけです。それを一定の品質にするのにブレンドをする。このブレンド技術が飲料メーカーにとって、死活問題の技術であります。

そういうことで、状況を申し上げたんですけれども、仮に現行法令下あるいは新たな検討の場において、果実飲料に対して、原料原産地表示の義務化を求めるにすれば、国内製造品に限らず、最終製品として輸入されたものについても、それを求めるようにしていただきたい。もしも、この義務化を国内で生産された最終製品だけに対して求めるということになりますと、飲料製造メーカーは、今、シンガポールやオーストラリア、あるいはいろんな海外に出ています。そこで生産して、日本に逆輸入する現象を招くことになります。

先ほども韓国で原料原産地表示ができたのに、何で日本でできないのかという議論がありますけれども、韓国では果汁製品の実行関税率50%です。日本は25%です。50%の関税を払っての輸入品というのは、まず輸入できないということです。

そういうことで、果実飲料を取り巻く状況をつぶさに見ていただいて、ただ単に消費者の商品選択に資するという一方的な偏った見方ではなくて、最終的には消費者が物を買って、お金を払うわけですから、そういうことも考えなければならない。これから税金も上がる、高齢化社会になる、年金生活が多くなる、そういう中で、食品の値段がもし上がったらどうなるのかということも、十分に消費者庁で考えていただきたい。

そういうことで、私ども果汁協会では、国産果汁だけを使った場合は、国産果汁だけを使ったという強調表示を推奨しておりますし、現に、国産果汁を使ったものには、全て強調表示がなされております。そういうことを法律で推奨していくのが、ベストな方法であろうと思っています。

これは午前中に全国清涼飲料工業会の渡辺部長から話があったんですけれども、印刷瓶のものについて、栄養表示ができないということがありますので、王冠表示だけで事が足りる措置をお願いしたい。

先ほど午前中の場で、平山調査官からいろいろ議論がございましたけれども、例えば王冠表示を認めて、ホームページ等で栄養成分等を表示する方法もあるのではないかとありました。王冠部分にシールをかぶせて表示を求めるということは、資源の無駄使いだと思います。いろいろな方法があろうかと思いますので、是非消費者庁で御検討いただきたいと思います。

以上で発言を終わります。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本べんとう振興協会の野老様、よろしくお願ひいたします。

○公益社団法人日本べんとう振興協会 野老様 日本べんとう振興協会の野老と申します。よろしくお願ひいたします。

このたび、こういう発言の機会を頂戴いたしましたこと、深く感謝申し上げます。

私どもの業界は、容器包装された食品を製造販売しております、常に正確な食品表示を励行している業界でございます。そういう立場から、やや現実的な姿を含めて、御紹介をしたいと思います。

今回の表示一元化について、いろんな観点がありますが、この場では時間があまりありませんので、表示のあり方、あるいは好ましい表示のあり方について、食品表示を励行している者として、考えていることをお話したいと思います。それから、栄養成分表示はどう考えるべきかという2点に絞ってお話を申し上げたいと思います。

食品表示の一元化の一番大きなメリットは、1つの価値観に基づいて、優先順位をつけて、食品表示の順位を考えることができるということだと思います。

わかりやすい食品表示を求ることは、当たり前でございまして、私どももわかりやすい食品表示とは一体どういうものだろうと、日頃から真剣に考えております。私どもだけではないと思いますが、消費者のことを考えずに、自分たちの都合だけしか考えない事業者は、今はほとんどいないのではないかと思います。

現在、検討されているポイント数の拡大においては、単にポイント数を拡大するとわかりやすくなると短絡的に考えています。

例えば私どもの主力商品である弁当は、総合食品的な商品でございますが、これを8ポイントから10ポイントに上げますと、食品表示の面積は大体1.5倍ぐらいになります。現在の8ポイント表示でも、一括表示は困難になっています。こういう表示項目の多い商品の表示は、現在の制度でも本当に消費者のためになるのかということは、私どもも悩んでいることなんです。

私どももわかりやすい食品表示をすべきだと思います。しかし、現在の表示項目を単純に足し算しただけで、ポイント数を上げればわかりやすい表示になるというのは、はっきり申し上げて、幻想だと思います。食品表示について一つの価値観から優先順位を決めて表示項目を削除・整理し、本当に消費者にとって大事な項目を優先的に表示する制度にしなければならないと思います。

なお、食品表示に使っているラベラーという機械があります。10ポイントになった場合、これは使えなくなります。1工場で多分2,000万ぐらいの投資が要ります。それを果たして薄利の利益構造の中でできるのか、大きな問題です。

それから、栄養成分表示でございますが、私どももできるものについては現在でも栄養成分表示をやっております。

計算値ということを考えていらっしゃるようですが、我々も計算値を利用しています。1つの弁当をつくるのに、計算値で成分をはかると、どのぐらい時間がかかるか考えたことはございますでしょうか。私どもの経験では、熟練者でも一商品について4～5時間かかります。しかも、加工すれば加工するほど、現実と計算値は乖離してしまいます。

例えば煮物ですと、どれだけの加熱時間だったのか、あるいはどれだけの大きさの食材に切ったのか、それによって全部変わります。揚げ物ですと、どれだけの時間をかけて揚げたのか、それによって全部変わります。

±20%と言いますが、これを確実に守る自信は、現状、我々にはないんです。計算値では大変なので、一部では機械を買って実測値でも表示しています。しかしそれでも商品ごとの誤差の問題は解決しません。栄養成分はそう簡単に正確な表示ができるわけではありません。

消費者の健全な食生活は、記載内容も保障されないような栄養成分の表示を義務付けるなどという圧力を事業者にかけることによってではなく、バランスのとれた食事をするという消費者教育の方に努力を傾注すべきであると考えます。栄養成分表示については、現状、任意表示で進めるべきであるというのが、私どもの意見でございます。

時間になりましたので、以上で終わります。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本冷凍食品協会の尾辻様、よろしくお願ひいたします。

○社団法人日本冷凍食品協会 尾辻様 冷凍食品協会の尾辻でございます。

まず検討会の報告の考え方を踏まえてということで、今回の新制度はポイントが出ておりますが、幾つか反映されていない。しかも、それは重要なポイントであると考えております。

私の資料の①です。報告では、安全性確保に係る情報の提供が最優先と書かれておりましたけれども、今回は抜けております。私ども事業者は、出荷時点の安全を確保しておるわけですけれども、保管あるいは使用の状況によって、安全性というのは、非常に不確かなものになります。特に冷凍食品では、調理を行うことが普通であります。したがって、任意表示ではありますけれども、調理方法というものは極めて重要な安全にかかわる情報になります。そういうことからいうと、情報には安全性を最優先するという考え方には、きちんと残していただきたい。

②ですけれども、商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報という項目から、重要という言葉が抜けております。商品選択上の判断に影響を及ぼす、あるいはその可能性のある情報は多数ございます。さらにその取扱は個人差が幅広くございます。全てを網羅することは不可能ですので、共通に重要な事項に焦点を絞るべきだと考えます。

③ですけれども、義務表示事項について、メリットとデメリットをバランスさせる、優先順位の考え方と報告ではございましたけれども、案ではこの文言がございません。表示の義務化によるデメリットは、単にメーカーの作業コストだけではございません。

例えば国際的な原材料においては、調達機会を失ってしまったり、あるいは調達価格が上がる、また限られた表示面積の中で義務表示を拡大すると、そのことは現行表示の表示面積とトレードオフの関係になります。そういう観点で、新しいことを行うことによるメリット、デメリット、きちんと評価してやることが必要だと思います。そういう観点で、前回の報告書に書かれた考え方をきちんと残していただきたいと思います。

④は飛ばします。

2ですけれども、これは私の書き方に舌足らずがございまして、府令、告示でやること自体については理解をしておりますが、基本的には法律でと書いております。その前に、新たな表示事項などの重要な事項を含む場合にはという文言を入れてください。重要な事項については法律で決めていただきたいと考えております。

一元化の議論について、①②③と書いております。原料原産地表示の拡大については、義務付けではなく、食品事業者の自主的な取組を推奨する方向で行っていただきたいと思っております。

先ほど立石様からもお話をありましたけれども、調理冷凍食品というのは、原材料原産地表示を義務付けられておる食品でございます。この内容は、東京都条例ですけれども、幾つか要件がございます。

一番最初の要件は、東京都ですから、東京都で販売される家庭用調理冷凍食品であること、これが前提になっております。東京都で販売されている家庭用の調理冷凍食品というのは、基本的に全部大手です。中小はいらっしゃいません。したがって、中小の皆さんには、これはできない仕事です。

2番目として、JASの2要件の考え方に基づいています。つまり原料の範囲が、上位3品かつ5%、あるいは冠商品群であることです。

3番目として、表示すべき原材料が限定されています。生鮮食品であること、加工食品の22食品群であること、カツオ節等の4品、これらについては、表示することという形になっております。

4番目として、表示以外にホームページ、電話、ファックス、これらによる開示を認められております。表示ではできないことが、基本的にはこういったことで対応で

きるようになっています。

もう一つ「または」という表示が認められております。つまり原産地は「日本または中国」、これはあります。

最後に、当然条例ですから、違反時の規定が直罰ではございません。したがって、テクニカルな間違いを起こしたときに、自ら修正を行うことが認められております。悪意があるものは、厳罰に処されても当然であるとは思いますけれども、意図的ではなく、テクニカルなファールというものはあり得ます。したがって、これを自主的に修正させていくことが認められています。

これらが、現時点での制度が運用できている大きな要素ではないかと思います。

あわせて申し上げますと、この件についてのお問い合わせはほとんどございません。ホームページへのアクセス数、あるいは電話の問い合わせ等も非常に少ないです。いただきますお問い合わせは、何らかの事故があった際に、当該産地のものを使用しているかという程度の内容のものがほとんどです。この点からいと、大多数の消費者の皆さんが必要とされているのかということについては、かなりのコストをかけて実施した事業者側としては、疑問を感じております。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、Food Communication Compassの森田様、お願いいいたします。

○一般社団法人Food Communication Compass 森田様 本日はありがとうございます。

新法につきましては、これまでワークショップでいろいろと発言をさせていただいているので、今日は原料原産地表示につきまして、3点、お話をしたいと思います。

冒頭の阿南長官の御挨拶で、報告書の内容を踏まえた上で、新法の法案を作成しているというお話がありましたが、事務局の説明等では、報告書の趣旨が理解されて、法案が作成されているとは思えません。

新法の目的ですが、安全性を最優先という部分が盛り込まれておらず、消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大となっております。このように表記が報告書の内容を踏まえたものになっていないどころか、目的を変えることによって、本日の新聞報道ですか、午前中の阿南長官の御発言にもあったように、全ての加工食品に原料原産地表示を原則義務化するという方向性が、今、打ち出されています。

これまで1年近くかけて、検討会で検討してきた意味というのは、何だったのかと思います。一元化検討会では、原料原産地表示につきましては、最も多くの時間が割かれて、議論されましたが、意見はまとまりませんでした。なぜまとまらなかつたという経緯については、最終回で報告書に加えて、添付文書ということで、報告書よりも長い文書が添付されております。立石さんのお話にもあったように、原料原産地表示の話は何十回と検討会が行われて、それでも決まらなかつた。そういう経緯がある。

その上で、報告書では別の事項として位置づけることが適当であるとされておりま

して、それまでは現行の制度、すなわち 2 要件の中で検討が行われるとされています。消費者庁もずっとそのように説明してこられたかと思います。

ところが、先般のワークショップで、消費者庁はこの 2 要件を外す、新法の目的を拡大することで 2 要件を外すという御説明をされました。一元化検討会では、2 要件を外すという結論は出しておりません。全く異なる方向性をこのような時期に打ち出して、しかも、新聞報道で加工食品の原料原産地表示の拡大の方向を出すというのは、検討会のこれまでの議論を覆すということです。こういう進め方自体が、消費者庁の信頼を損なうことになると思います。

私は進め方の問題を言っているのでありますし、例えば今後消費者庁で検討会が行われても、数カ月で結論が覆されてしまうというのでは、検討会のあり方そのものが問われます。これならやらない方がいいというのは、最終回でそのように言った委員がおられましたけれども、税金の無駄使いであり、これはとても看過できるものではありません。まずこの点について、抗議をいたします。

2 つ目、どうして原料原産地表示の議論がまとまらなかつたのかといいますと、消費者のいろんなアンケートでも、安全に関する表示と誤認させているということとか、世界的に見ても、加工食品は原料原産地表示を推進しているのは日本と韓国だけで国際的な整合性を欠くとか、輸入品に義務付けられなくて不公平であるとか、いろんな問題点が出ています。

それでも全ての加工食品に原則義務付けを拡大ということになつたら、どうなるのか。これも検討会でさんざん言われていますけれども、複数の原材料をブレンドすることで一定の品質を確保する加工食品においては、正確な表示ができない。正確な表示ができないということは、どういうことかというと、消費者基本法の理念にある、必要な情報を明確かつ平易に提供するという事業者の責務を果たせないことになります。そして、できないことを消費者の知る権利として求めるということは、消費者基本法の理念に反することだと思います。

また、消費者には消費者の役割というものがあって、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する、自主的かつ合理的に行動することを求められるとあります。このように全ての食品に義務付けられることで、その表示を必要としない消費者がコストを負担しなければならないという新しい問題が出てきますし、私たちの暮らしが年々厳しくなっていく中で、少しでも安いものを買おうと思っている消費者がいるなかで、義務付けは適切かと思うわけです。

本日も午前中に日本生協連の木戸さんが、これ以上の加工食品の拡大の方向は求めないとおっしゃっていましたけれども、生協はまさに数百万人の消費者の声を持つ、最大の消費者団体であるわけです。実際に加工食品の原料原産地表示をほしい人はどういうふうにしているかというと、それなりのお店には、任意表示にしているものが多くあるわけで、そこで買えばいいということになります。

時間がありませんけれども、一元化検討会報告書の10ページには、そのようなことを書いておりまして、「相応なコストがかかるもの、それによって食品の供給が制約されることは、そのような情報を求めていない消費者が利便を受けることが困難になったり、負担が増加する」とあります。消費者のデメリットにつながることは、十分に検証することが必要であると言っております。そのような検討会の報告書の主旨を活かしてほしいと思います。

最後に、前向きな話をします。加工食品の原料原産地について今後検討するのであれば、すぐに作業部会を設けて、まず実態調査をしてください。検討会の途中でも、同時並行で作業部会を設けてくださいということは、申し上げてきたところです。

検討会の最大の問題は、これまでの表示の問題点をきちんとレビューしてこなかったことです。それによって、加工食品の原料原産地表示拡大について、全てやるか、ゼロに戻すか、議論が極端にぶれてしまって、実質的な話が進まなかつたのです。

今の問題点は何か。立石さんのお話にもありましたように、消費者を誤認させるようなことがどこにあるのか。例えば牛のたたきは義務付けられていて、ローストビーフはできないとか、今からできるところは、どんなところにあるのか。全体的な話が見えない中で、オンとかオフという話をずっと続けてきたので、話が進まないんですけれども、まずは実態調査をして、できるところがどこにあるのか、その部分をきちんとしていただきたい。それから、誤認を招くとはどんな表示なのか、そういう話を詰めてからやることこそ、今、消費者庁が期待されているところだと思っております。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

それでは、全体での意見交換に移らせていただきたいと思います。

消費者庁から説明いたしました、新食品表示制度のポイント（イメージ）に対する御質問等でも結構でございますし、皆様方からいろいろな御意見が出たかと思いますけれども、それらに対する御質問等といった形でも結構ですので、御自由に発言いただけたらと思います。

立石様、どうぞ。

○立石様 原料原産地表示につきましては、各論がいっぱいあるわけです。私たちがまず申し上げたいのは、今回の食品表示一元化検討会に選ばれた方なのですけれども、これは阿南長官も委員だった調査会のときに、8人で議論をやりました。かなり分かれたときに、2対2で、反対された方だけが、どちらかというと、原料原産地表示に後ろ向きの方だけが、今回の検討会に入っているのです。さらに事業者の方が入っていった。これではまとまるものもまとまらないのです。

それから、なぜか消費者のふりをした方もいらっしゃるということもあって、この議論はこういう形で決めたら全く進まない。そこをまず言いたい。

それから、生産者団体が誰もいないのです。生産者団体が外されています。

申し上げたいのは、私ども全国農業協同組合連合会は、傘下に80社の食品会社を抱えています。事業者団体の顔です。冷凍調理食品もつくっています。中小です。それでも東京都の場合、東京都の基準に従ってやっています。この方々の意見を聞くと、大半が反対なのです。事業者の立場に立てば、これはやりたくないのです。やりたくないのは当然なのです。面倒くさい、コストがかかる。でも、コストはそれほどかかるのです。私どもは事業者だからわかっているのです。私どもは内部だからわかるのです。自分のところでやっているものだから、どれぐらいコストがかかるって、どんなことができているかというのは、わかった上で言っているのです。それでも原料原産地表示は、消費者の立場としては、やってもらいたい。

私が常々こういうところで議論をするときに言うのは、皆さん方がもし消費者の立場だったら、どう考えるのですかということです。そうすると、やはり知りたいと事業者の立場の人も言うのです。自分の口に入る食品は、工業製品ではないのです。部品はどこの国で作られたかは構わないのだけれども、自分の口に入る食品の原産国はどこなのかを知りたいというのは、当然の思いなのです。どこでつくっているのか、主原料は何なのか、皆さんそうではないですか。ここにいらっしゃる方は、事業者の方も大勢いらっしゃいますけれども、問うたときに、自分の口に入るのです。その原料がどこ産なのか知りたいというのは、本音のことだと思います。そのところで、もう一回原点に立ち返って、消費者庁がその立場に立てるかどうかが試されていると思います。

○谷口課長補佐 土谷様、どうぞ。

○土谷様 今、立石さんが消費者と強調されましたけれども、以前の検討会において示されたデータでは、消費者が食品選択する場合は、まず価格なんです。いかに安いものを買うか。価格の問題にみんな焦点を当てている。食品選択にかける時間はたったの3秒だというんです。しかも、多くの食品はほとんど輸入原料を使っているわけです。

もう一つ、私が聞きたいのは、消費者庁さんはどう考えておられるか。日本でつくった加工食品については原料原産地を求めて、海外で製造されたものにも求めるのか、求めないのか、はつきりしていただきたい。これは大きな問題です。

今、全農さんは、工場傘下を何十社持ついらっしゃるということでしたが、もしも国内の全農傘下の工場にそれを求めて、海外のところに求めないということになれば、みんな海外でつくって日本に輸入します。それが経済です。それで資金が海外に流れます。既に飲料メーカーの多くは、海外の工場を買収したり、持っています。清涼飲料はいつでもつくれますし、日本では輸入品にそういうシビアな締めつけがされないだろう等々のことは、十分わかっています。

最終的には、日本に果汁飲料工場がなくなった場合どうするんです。消費者も労働

者なんです。産業の空洞化を目指してどうするんですか。私も消費者の1人です。年金生活にそのうちに入ります。高いものを買って生活できるかというんです。そこを十分に考えるべきです。

以上です。

○立石様 原産国がどこかというのは表示されるのです。今、言ったように、海外でつくったものは、輸入された国がわかるのです。例えばシンガポールでつくったものは、シンガポールという国が原産国として表示されるのです。

○土谷様 今、消費者庁が求めるのは、原料の原産国なんです。

○立石様 だから、原産国がわかれればいいと言っているのです。

○土谷様 それはおかしいです。

○立石様 だって、わからないものがあるのですよ。

○土谷様 それはおかしいです。あなたの勘違いです。この製品の中身がどこの国のかということが問題なんです。ここにシンガポール産と書いてあっても、中身がブラジル産のオレンジ果汁か、南アフリカ産のオレンジ果汁かという問題なんです。最終製品の製造が日本と書いて、中身にブラジル産の果汁が入っていると、消費者の誤解を招くというのが、消費者庁さんの意見であり、私どももそう思うわけです。

○立石様 切りがないから、やめておきます。

○谷口課長補佐 よろしいですか。

奥野様、どうぞ。

○奥野様 同じ意見なんですが、輸入品は輸入先国がわかれればいいというのは、おかしいと思います。例えば韓国産のキムチで、韓国産がわかれればいいということにはならないと思います。中国の白菜を使っているキムチもありますし、東南アジア各国で加工貿易をしているところは、ほとんど国外から原料を仕入れています。それがわからなくていいんですか。それと今の国内の話は、全く矛盾していないですか。

○立石様 この議論は、当然原料原産地を示していただきたいという基本原則に立っているのですけれども、これができる理由というのは、メーカー側の主張として、中間加工品、例えばシンガポールでつくったサツマイモの原料は、中国であるかもわからない。だから、原料のところはわからないわけです。そうすると、最低でもシンガポールでつくったサツマイモということで、原産地を示すことでいいのではないですかという、私どもからの提案なのです。

本来は示していただきたいけれども、無理だとおっしゃられているのは、メーカー側なのです。その先はわからない。そういうことであれば、原産国でもって、少なくとも海外から来たことが消費者にわかれれば、それでもってよしとしましようということです。

○谷口課長補佐 すみません。ほかの方にも御発言いただきたいのですが、よろしいですか。

○土谷様 もうちょっとです。立石さんは完全に誤解しています。サツマイモなら、どこのサツマイモであるかを求められるということは、これは大変なことです。中身はどこのものかということが、今、議論になっているのであって、どこで製造したかというのは、どうでもいいんです。だから、みんな海外へ工場が出ていくという話なんです。そこを理解していただきたい。立石さんは、原産国表示と原料原産地表示を同一視しています。

○谷口課長補佐 そのほかの方もお願いします。神山様、どうぞ。

○神山様 何年間も議論してきたことを、ここで決着をつけるのは不可能だと思いますので、具体的な表示方法について、先ほど森田さんがおっしゃったように、作業部会を設けて、ちゃんとやっていただきたいと思います。

それとは関係なく、午前中の議論で消費者教育というお話が出ていましたけれども、期限表示は、消費者教育の前に製造者教育も必要で、期限表示がわからない製造業者の方もたくさんいらっしゃる。期限表示で、賞味期限とか、消費期限という、私たちが日常で使わない言葉を使い続ける限り、消費者教育を100年やっても定着しないと思います。「use by date」とか、「best before date」というような、英語圏の人が日常的に使っているような言葉でやらないと、「ショウヒキゲン」と「ショウミキゲン」というのは、耳で聞いたら一字しか違わないですから、こういうことを根づかせようということが、そもそも無理ではないか。賞味期限と消費期限ではなくて、もっと日本人としてわかる言葉にしていただきたいと思います。

先日、テレビで、賞味期限が3分の1を過ぎると、メーカーに返されるということをやっていました。こんなことをやっているのは、消費者が望んでいることではありません。消費者が新しいものを好むから、食品のロスが出るのではなくて、それをやっているのは流通の段階だと思いますので、消費者のせいにはしないでいただきたい。

○谷口課長補佐 尾辻様、どうぞ。

○尾辻様 午前中、市川様がおっしゃったんですけども、消費者と事業者は対立すべきものなのか。食品事業者は、私を含めてみんな食品の消費者です。みんな自分の子供、家族を抱えて、おいしいもの、いいものを食べさせたいと考えています。したがって、こういったところで、事業者だから、消費者だからという議論は、非常に不毛だと思います。

あわせて、真の消費者という言い方もおかしいのではないかと思います。消費者はいろんな方がいらっしゃいます。価格が大事、表示が大事、原料原産地を知りたい、たくさんの方がいらっしゃいます。ですから、それらの方がそれぞれを代表して御意見を言われればいい。自分と異なった意見の方を真の消費者の代表ではないと言うことは、極めて破壊的で、議論が進まないと思います。

今のは前置き前提なんですけれども、事業者の立場としては、私たち事業者は何を一番大事に考えているかといったら、消費者の皆さんから共感を得ていただく、ある

いは支持していただくということなんです。ですから、消費者の多くの皆さんが必要とされることは、義務化されなくても、事業者は雪崩を打ったように対応していきます。つまり消費者の皆さん消費行動を変えるだけのインパクトを持っていて、どうしてもその表示があるものがほしいとお考えになる消費者が大多数で、それが実際に消費者の皆さんが動いていくんだったら、間違いなくその表示は拡大の方向に進んでいくと思います。その点から言うと、最初に義務化ありきではなくて、任意の表示から拡大すればいい。そのことが消費者の皆さんに共感していただけるものとして進んでいったら、表示というのはもっと変わっていくと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 奥野様、どうぞ。

○奥野様 消費者庁にお伺いしたいんですけれども、今日の『毎日新聞』に原料原産地表示の拡大を消費者庁が決定したかのような記事が出ているというお話があったようですが、その辺の事実関係といいますか、原料原産地の話は、別の場を設けて検討するというのが、これまでの整理だと理解して、私はここに臨んでいるんですが、それを超えて、そういうことが決められて新聞に出ているというのは、どういうことなんでしょうか。その辺の御説明を賜れればと思います。

○増田課長 原料原産地については、最初に森田さんからも御指摘があったので、今までの議論の経緯をもう一回振り返りたいと思いますけれども、原料原産地の2要件等の議論は、JAS法の品質に関する表示という観点から、表示を義務付けることのできる範囲として設けられています。

消費者委員会等での原料原産地の議論の中でも、新法ができるに当たっては、JAS法で規定している品質に関する表示の範囲を超えて、規定できる可能性があるということを前提として、品質の差異に捉われないような要件について検討する必要があるのではないかという提言がなされていると理解しております。

それを受け、食品表示一元化検討会での議論のたたき方としては、品質の差異を超えたところで、どういった要件が立てられるのか。表示する必要性等を踏まえた上で、どういうことが可能かという議論をして、その部分については、検討会では結論が出ず、今後の課題として整理されたということあります。

それまでの経緯の前提として立っていることは、具体的な要件は今後の検討課題なんですけれども、今の3法を一元化するに当たって、従来JAS法で決められていた品質に関する表示というのは、ある意味でもっと広い範囲の概念になっていくことが予想されるという前提で、消費者委員会も議論を立てていて、それに基づいて食品表示一元化検討会でも、品質の差異を超えた部分について、どうすべきかという議論がなされたということです。

食品表示一元化検討会では、新しい表示制度の目的として、消費者基本法の理念などを踏まえて、安全性の確保と商品選択としています。商品選択の機会の確保に資す

る表示なのか、商品選択時の判断に影響を及ぼす重要な情報なのかというのは、ワーディングの問題なので、この際、置いておきますけれども、そういうことが表示の目的として決められた。そのことは、逆に言うと、新しい表示の目的を今のように置くことは、結果として法律の表示の目的の範囲として、JAS法における品質という枠は超えることになるので、従来のJAS法では制度的に表示できなかったものに表示できるようになる、少なくともそういった枠組みはできるのではないかということです。

このことは、原料原産地に限らず、今まで3つの法律のそれぞれの理念でつくられていた表示基準を包括的なルールにすれば、すき間の部分が埋まっていくことは当然あり得ることなので、そういうことを指して、資料では「拡大」という言葉を使っております。

ワークショップでも申し上げましたけれども、個々の表示基準をどういう要件で具体的に決めていくかというのは、また表示基準のときに議論すべき課題であり、法律で枠組みが広がったから、表示基準が広がるというものではありません。

現状進んでいることの範囲は、今、申し上げたとおりであります。今後、表示基準を具体的にどうしていくかということの整理は、今後の課題として整理されている状況です。

○阿南長官 今の件ですけれども、消費者庁からのペーパーの2ページ目にスケジュールが出ています。

当面やっていきますのは、上にあります法案の検討と、栄養表示の義務化に向けての環境整備です。これはすぐに始めるものです。

下の残された検討課題のところは、調査をしながら、中小の事業者さんやいろんな事業者さんたちの現場の状況を考えながら、調査したり、検討したりしながら、新しい検討の場を立ち上げるための準備に入ろうということが、このスケジュールで示されています。

原料原産地表示については一番下です。新しい検討の場での検討のところは、対象品目の選定、2要件の見直しなどが入っています。このとおりでありますと、そのときに要件の見直しも含めた抜本的な基準の設定を行いたい、そのための検討をしたいと言っています。

よろしいでしょうか。

○土谷様 1つ確認したいんですけども、2ページ目の現行制度下での拡充の実施ということで、対象品目の追加を検討しますとあります。現行制度で追加されるというのは、内外無差別でやられると理解してよろしいでしょうか。

○増田課長 原料原産地については、まず現状のルールとして、国内製品について、原料原産地を表示することになっております。消費者の方は主として原料の原産地が国産かどうかということに关心があるということを念頭にこの制度をつくっておりま

して、輸入品であれば輸入国が書かれるわけですから、今の日本の状況からいって、国産の農産物を使った食品が海外でつくられるということは基本的にはあまりないであろうということで、輸入品であれば、海外の原材料であるということが推定できれば、それで足りるのではないかと整理をされているところです。

ただ、ここについては、今も御意見いただいたとおり、不公平感が強いというのも事実だろうと思っております。国産かどうかを知るということが、重要な課題であるとすれば、韓国等もそうやっているようですが、輸入の場合は輸入品と表示してもいいといったルールのつくり方もあるのではないかという考え方もあると思います。検討会の場でも、原料原産地の表記の仕方を検討してはどうかと、事務局から提案をしたところであります。それについては、むしろ否定的だったというのが、検討会の状況ではありますけれども、今後のことを考えれば、いろいろな選択肢はあると思いますが、現在の制度の整理は、今、申し上げたとおりであります。

ここで書いてあります、現行制度下のもとでの拡充の実施も、現行のJASの枠組み、要件での追加検討ですので、従来の枠組みで追加していくことを念頭に置いております。

○谷口課長補佐 萩原様、どうぞ。

○萩原様 ありがとうございます。

森田さんも含めて、幾つか質問したいと思います。

先ほど森田さんが言われたことで、検討会で決めたことが、ここで覆されているのはおかしいと言われたんですけども、検討会に私たち国民・市民は、そこまで委任をしていなかったと思います。というのは、選ばれ方にとしても、選挙されたわけではありません。消費者庁から選ばれた方で、先ほど真の消費者とかいろいろありましたけれども、推進する側も、そうではない意見を持っている人も、公平に入っているわけではなかったはずです。なので、そこまでおっしゃる意味がよくわかりませんでした。

土谷様から、消費者は価格だけが大事なんだと言い切れましたけれども、そんなことは信じられないことです。もちろん価格は大事なことです。大事ですけれども、それ以上に命はもっと大事です。命も含めて価格を決めていく、それには双方の努力もあるので、そんなふうに言われてしまうと、つらいです。私たちは価格だけなのかしらと思ってしまいました。

先ほど尾辻様がおっしゃったように、表示があることで信頼に結び付くというのは、本当にそのとおりだと思います。でも、何も知らされていなければ、何が隠されているかもわかりません。このことから、何を私たちは知っていて、何がわからないのかもわからない状態なんです。

一番いいのはGM食品です。遺伝子組換え食品というのは、本当はたくさん含まれていて、お菓子でも、飲み物でもあるはずです。でも、私たちは知らない。私は

一生懸命勉強しようと思っているので、少しはわかりますけれども、知らない。知らないで食べている。それはやはり表示が先にあるべきです。それは義務化が必要なのではないかと思いました。

私たちは、事業者の方たちと対立したいわけではなくて、ともにいい食生活、いい市民でありたいと思っておりますので、消費者は価格だけで選ぶんだとお言いにならないで、是非命の大しさを基本につくっていければと考えますが、いかがございましょうか。

○谷口課長補佐 森田様、どうぞ。

○森田様 今、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

私が委員としてふさわしいかどうかということは別に置いておきまして、検討会で決められたということは、重いことだと思っております。そこで決められたことを踏まえて、新法ということになっているわけで、例えば栄養成分表示でも、健康食品でも、全て今までそうやって検討会で今まで決められてきたことをベースにしている。今までの食品表示、のJAS法とかでも私は委員をやっておりましたけれども、そこで決められたことを基に法律が決められてきた、それはルールだと思っています。そのルールを覆すんですかという御質問を消費者庁にしたわけです。私は手続の話を言っているわけで、それが消費者の意見ではありませんというの、そこは話の筋が違うと思います。それがまず1点です。

○荻原様 委任はしていませんということです。

○森田様 委任をしていなかったら、検討会の意見は尊重しないでいいんですか。

○荻原様 尊重する範囲にとどめて、もちろん意見を聞く。この場もそうです。私たちは意見を申し上げる。そのいろんな意見の中から、最後に決められるのは議会であります。議会は私たちが選挙をしている人たちなんですから、そこで決めるまでのたたき台をつくられるわけです。それなのに、自分たちの意見が通らないのがおかしいような表現をなさったので、それは少しおかしいと思ったと申し上げました。

○森田様 私もそちらの御意見がおかしいかなと思いました。

いろんな消費者がいる、価格だけで選ぶ消費者とおっしゃられましたけれども、物によって違うと思います。価格で選ぶ場合もあるし、原産地にこだわっている場合もある。今、私は生協に入って、福島のものを応援して、それを買っています。そうやっていろんなこだわりがある中で、選べるか、選べないかということを言いますと、原料原産地の関係でいうと、もし本当にほしければ、生協とかいろんなところで選べるんです。それを全てのものに義務付けたら、全体のコストが上がるわけで、それがどのようにコストに係るのか。立石様がコストは上がらないとおっしゃる。そうだったら、作業部会で本当に上がらないのかどうかを検証していただきたい。韓国の調査とよくおっしゃいますけれども、それは国際的にどういうものなのか、作業部会で事実をきちんと一つひとつ押さえていかないと、いつまで経っても話が進まないという

ことになります。

今日の生協の方のお話をちゃんと聞いておられたかと思いますけれども、生協は何人の組合員を持っておられるか。その方たちが、これ以上の原料原産地表示は要らないとおっしゃっているわけです。それはすごく重いと思っています。

そういったことで、眞の消費者が誰かという議論はそろそろやめたほうがいいのではないか。確かに原料原産地を知りたいかと言ったら、知りたいと言うかもしれないが、そうやって知りたいものをどんどん重ねていったから、表示がこれだけ見づらくなつたわけで、見づらくなつたから検討会が行われたわけです。それでわかりやすくという方向性が出たのに、また戻るんですかということを言つてゐるわけです。1年かけて、国民の税金で積み重ねて、報告書をまとめたことを覆されるのは、消費者庁の責任にもなりますということを、私は申し上げているわけです。

もう一点、すみません。先ほどの御説明で、報道では2要件を外して、全ての加工食品に原則表示という話がございました。今の御説明だと『毎日新聞』の報道が間違つてゐるということですね。

○阿南長官 私がそう言いました。

○森田様 そうなんですか。ということは、2要件を外す。今の事務局の御説明は、そうではなかつたですね。

○阿南長官 そうではなくて、今回、原料原産地表示は先送りになりました。ですから、新たな検討が始まるまでの間は、今ままの制度でいくことになります。しかし、それは今の制度でも拡大の方向ですので、拡大は確実なんです。要するに今の2要件のままではやつていけないと思っていまして、原則拡大の方向をとる以上は、全ての食品に表示をするということを原則にして、そうした上で、何ができるのか、できないのかということを、いろんな条件を考えながら議論をして、検討していきましょうということを申し上げたのです。

○森田様 私もそのような理解です。2要件はずつとついたまま、2要件の見直しをある時期から外すとか、プラスするとか、検討を始めると思いますが、それまでは現行の制度のままいくということですね。

○阿南長官 そうです。

○森田様 2要件をすぐに外して、どんどん拡大するという報道だったんですが、そうではないわけですね。

○阿南長官 はい。

○谷口課長補佐 土谷様、浅井様、西分様の順でよろしいでしょうか。

○土谷様 先ほど私が申したのは、消費者が商品選択をするのは価格だけと申したわけではないんです。一般的には価格が最も重要な要素になつてゐるということを申し上げたんです。そこは誤解しないでください。

○谷口課長補佐 浅井様、どうぞ。

○浅井様 私が思いますのは、私の意見の中で申し上げたんですけれども、圧倒多数の国民には、こういった論議がされているということも、まだまだ知られていないんです。検討会の意見を覆すのはどうかということもあったんですが、検討会自身が中間にパブリックコメントを求めたときに、全ての加工食品に原料原産地を表示してほしい、義務化してほしいという圧倒多数の意見があったのに、検討会に反映されなかったこと自身が、検討会の存在が何なのかと疑問に思いました。消費者のための消費者庁という立場であれば、今後、広く国民に意見を求めていくことが、公平・公正な行政のあり方なのではないかと思っております。

それから、価格だけというよりは、先ほども荻原さんがおっしゃられたように、口に入るるものというのは、工業製品とは違います。そこに極めて特殊なというか、重要な意味があります。食品の原料原産地の表示には、命の重みがありますので、皆さん消費者なんですけれども、本当に安心・安全なものを食べていきたい、子供たちにもそういうものを手渡していきたいという思いを前進させていくように、是非していただきたいと思っております。

前向きな検討にしていきましょう。よろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 西分様、どうぞ。

○西分様 消費者庁の方に質問と意見です。検討委員会の委員が選ばれる基準というか、ルールというのは、明確にあるんですか。もしないようであれば、公募という形も考えていただきたいと思います。

○増田課長 検討会の委員は、もちろん消費者庁で選んだわけですけれども、それぞれ検討会の性格に応じて、基準をつくるということだと思います。

今回の食品表示一元化検討会においては、幅広い考え方の方々を選んで、16の方にお願いしたいということです。

公募を含めてどういうやり方がいいのかについては、次以降に考えていきたいと思います。

○谷口課長補佐 尾辻様、どうぞ。

○尾辻様 先ほど荻原様からご指名いただきましたので、少しお返事をいたします。

確かに知りたいということよくわかります。ただ、私どもが申し上げているのは、いきなり義務化ではないでしょということで、例えば調理冷凍食品は、東京都では義務化されておりますけれども、それ以外の食品についても、多くの事業者はお客様からお問い合わせがあれば、それぞれの会社が答える体制にはなっているはずです。そういう観点から言うと、こういったことでお客様からの声が大きくなつて、個別対応し切れなくなると、事業者は表示等の検討を行います。

1つの例が栄養成分表示です。栄養成分表示というのは、現時点では義務化ではありません。ただ、今のマーケットで売られている、いわゆる加工食品の多くに栄養成分表示がやられている。これは消費者の皆さんにお問い合わせをされてこられる。こ

これは消費者の皆さんにとっての関心事項なんだということで、メーカーが対応してきたということがありますので、最初から義務化でやっていくということではなくて、お互いのやりとりの中で、本当に必要とされているんだということがわかれれば、事業者側も当然変わっていくと思います。

○谷口課長補佐 そのほかにございますか。立石様、どうぞ。

○立石様 現行のままで拡充ということを何度もおっしゃられているのですが、要件Ⅰ、Ⅱというのは、阿南長官も委員だった調査会の中で、全員がこのことについて異議申し立てをしなかったのです。おかしいということが確認されて、さらに消費者委員会からもJAS法の枠に捉われないという形で、新しいルールをつくりなさいという提言が出ているのです。そのところを、今回の食品表示一元化検討会でまた振り出しからやっているわけです。消費者委員会からの提言を無視されて進められたということは、私は大変残念なのです。

あれだけ労力をかけて、長官も当時入っていただいて、7回か8回一生懸命議論をやったのです。その議論が全く反映されないで、この検討会の中で一から始めて、中間論点整理をされたという、この進め方は非常に不満足だということを、食品表示部会の中でも申し上げました。ここが問題なのです。一つひとつピン留めしていくかなければいけないです。

それから、作業部会とおっしゃられておりますが、これまでさまざまな検討会をさんざんやってきています。あのときも2か所実態調査に行きました。そういうことを踏まえて、最終的にあの結論を出したわけです。それにもかかわらず、そのことは全く反映されません。それどころか、そのときに積極的な意見を述べた私と山浦委員は外されて、逆に言えば、後ろ向きの方が選ばれて、非常に不本意なのです。

それから、この間、消費者からの要望があった40品目ぐらいの中で、なったのは、先ほども言ったように2つだけです。緑茶とピーナッツだけです。ピーナッツは何回も申し上げた50%ルールで、変なものがいっぱいあるわけです。そういうことをさんざん申し上げた上で、このままやるというなら、具体的なルールを示さない限り、何も進まないです。その上で、このルールがあったらできるのですかということを突きつけたい。

例えば運用ルールがあるのです。頻繁に変わるからわからないとか、そういうものは輸入産と書けばいい、大きく表示をやりましょうとか、実質的な変更が日本で行われたときに、国内産となっていることがおかしいわけです。それで原料をつくっている一次生産者が困っている。

黒糖を議論したときも、黒糖について、消費者からは、要望が上がっていません。消費者と事業者の間で情報の格差があり過ぎるのです。要するに国内でつくられたものか、それとも国産原料でつくったものか、外国産原料でつくったものか、さっぱりわかつていません。黒糖などはそうだったのです。だから、要件Ⅰに当ては

まらないとさんざん議論した上で、義務化を押し切ったわけです。今の要件がある上で進まないのは、明らかなのです。

さまざまな要望がありながら、一番困っているのは一次生産者なのです。国産と誤認を与えて、消費者は国産だと思って買っていく。けれども、それは輸入原料でつくられているものなのです。そのところで一番苦しんでいるのは、一次生産者ということを、再度訴えたいと思います。

○谷口課長補佐 中村様からお願ひいたします。

○中村様 議論が大分混迷するのは、全てが義務化という話になってしまふからなんです。事業者は努力しているんです。自主的な表示のルールをつくったりして、中食、外食も進めています。消費者の支持が得られれば、それは広がっていくんです。全ての義務化をして、無理をして、違反者が続出して、結果的に食品業界全体の評判を落とすよりは、むしろ自主的な努力、インセンティブを与えて推奨する、そういう行政施策も必要なのではないかということを、是非お願ひしたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 森田様、どうぞ。

○森田様 何度も申し上げますけれども、原料原産地表示の拡大が絶対に反対と申し上げているのではなくて、オンかオフかという議論になっている、そこが問題だと思っているんです。拡大を全ての加工食品にすると、どうしても物理的にできないもの、ブレンドするものとか、そういうものが絶対に出てくるわけです。そうではなくて、できるところのもので、今、矛盾点はどこにあるのか、何からできるのか、どうしてもできないものは何なのか。

全ての加工食品の原料原産地表示に関しては、ケース・バイ・ケースだと思っているわけです。ですから、それを細かく詰めていくことが、前向きな議論になるし、それが消費者団体の皆さんが求めていることではないんでしょうかということを申し上げたいと思います。

○谷口課長補佐 お時間が大分過ぎておりますので、まだまだ意見はあろうかと思いますけれども、意見交換については、ここまでとさせていただきたいと思います。

最後に阿南長官からお願ひします。

○阿南長官 今日は大変ありがとうございました。

今後の検討課題の基準づくりのところで盛り上がってしまったけれども、今、法案の作成に入っています。それから、栄養表示の義務化に向けても、いくつか御意見をいただきましたので、その作業にできるだけ反映させるような形で進めたいと考えております。

またときどきこのような御意見を出していただければと思っておりますし、こちらもこうした場を設けていきたいと思いますので、今後とも是非よろしくお願ひいたします。

今日は大変ありがとうございました。

○谷口課長補佐 それでは、これにて「新食品表示制度についての意見交換会」午後の部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会